

大阪市と守口市による浄水場の共同運用について



森岡 優也
(令和6年度抄録委員会委員)

1. 浄水場共同運用の事業スキーム

共同化の基本的枠組みとして、80万 m³/日の浄水処理及び送水に係る能力を有する大阪市庭窪浄水場施設の一部を守口市に有償譲渡し、両市共同で所有、運転及び維持管理を実施しています(図-1)。

具体的には、次のような事業スキームとなります。

- 大阪市庭窪浄水場施設の一部を大阪市から守口市へ有償譲渡し、主に(表-1)の浄水処理及び送水に係る能力による割合で所有、取水から送水までを共同で実施。
- 守口市は大阪市庭窪浄水場から守口市浄水場の敷地内にある配水施設までの送水管(口径700mm)を新設。
- 浄水場の運転及び維持管理は水道法第24条の3に基づき守口市が大阪市に対して第三者委託。
- 場内の運転及び維持管理に要する人件費や修繕費等の固定費は、浄水処理及び送水に係る能力による割合で按分、動力費や薬品費などの変動費は送水量比率で按分。
- 守口市の浄水場(配水施設含む)を配水場として運用開始。

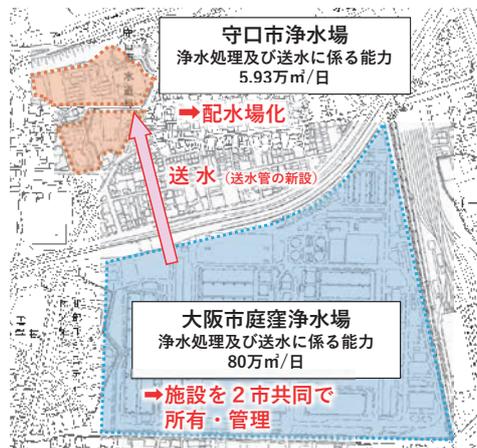


図-1 浄水場の位置と概要

表-2 庭窪浄水場の能力

共同運用開始前	現在
大阪市 80万 m ³ /日	▶ 大阪市 74.07万 m ³ /日 守口市 5.93万 m ³ /日

2. 運転・維持管理に係る第三者委託制度の活用

平成14年改正水道法により創設された第三者委託制度は、水道の管理に関する技術上の業務を委託し、業務における水道法上の責任を第三者委託受託者に負わせることで、浄水場の運転・維持管理、水質管理等の包括的な業務委託を実施するものであります。

創設当時は、公のみでは技術力や管理体制の確保が厳しい中小水道事業体を対象に、浄水場等の運転管理を民間へ委託可能とする法制度でありましたが、今回の庭窪浄水場共同運用では、公から公に対して第三者委託制度を活用するため、運営主体である大阪市の技術力・ノウハウを最大限に活用できるとともに、守口市は実施に係るモニタリングにより公的役割の維持が可能となります。また加えて、第三者委託制度を通じて、守口市の浄水部門における技術的支援を実施することになり、「水道の基盤の強化のための基本方針」に示されているように、大阪市中核事業体として守口市の人的資源面における基盤強化を支援することになり、全国的な広域連携の流れに則った具体的取組であります。

※本内容は個人の見解に基づいて記述しております。